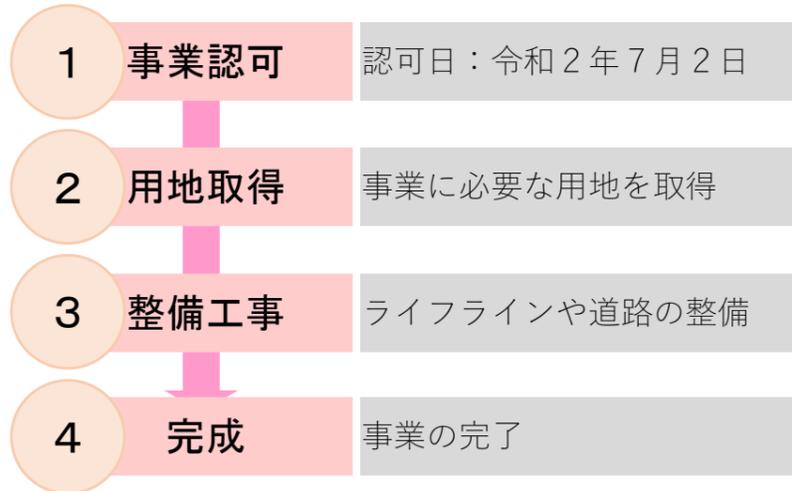


■事業の流れ



現在はココ

事業地内に土地・建物をお持ちの皆様へ

○都市計画法に基づく制限等について

事業認可に伴い、事業地内には都市計画法に基づく制限等が発生することとなります。概要については以下のとおりです。

<建築等の制限>

都市計画法第65条の規定により、練馬区長の許可を受けなければ、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建築（都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く）または、移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行うことができません。

<土地建物等の先買い>

都市計画法第67条の規定により、事業地内の土地建物等を施行者（練馬区）以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定価格の額および譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項をあらかじめ書面をもって施行者（練馬区）に届け出ていただくことになっております。

届け出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。練馬区においても買取のご相談をさせていただきます。

◇関係図書の閲覧等について

事業地の範囲がわかる図面は、練馬区土木部計画課に備えてあり、閲覧することができます。

■問い合わせ先

	事業に関すること	用地に関すること
担当部署	練馬区 土木部 計画課 道路整備担当係	練馬区 土木部 特定道路課 道路用地担当係
担当者		
電話	03-5984-1603	03-5984-2334
住所	練馬区豊玉北6-12-1	

※当事業に関するご不明な点やご意見は、お気軽に担当者までお問い合わせください。

都市計画道路 補助135号線の事業概要

日頃より練馬区のまちづくりについて、ご理解とご協力を頂き、真にありがとうございます。

下の図の区間において、令和2年7月2日に都市計画法にもとづく事業認可を取得し、道路整備に着手いたしました。事業の概要については、2ページをご覧ください。

現在、道路整備に必要なとなる用地の取得を進めているところです。当事業へのご理解とご協力を、何卒よろしくお願いいたします。

■事業箇所図



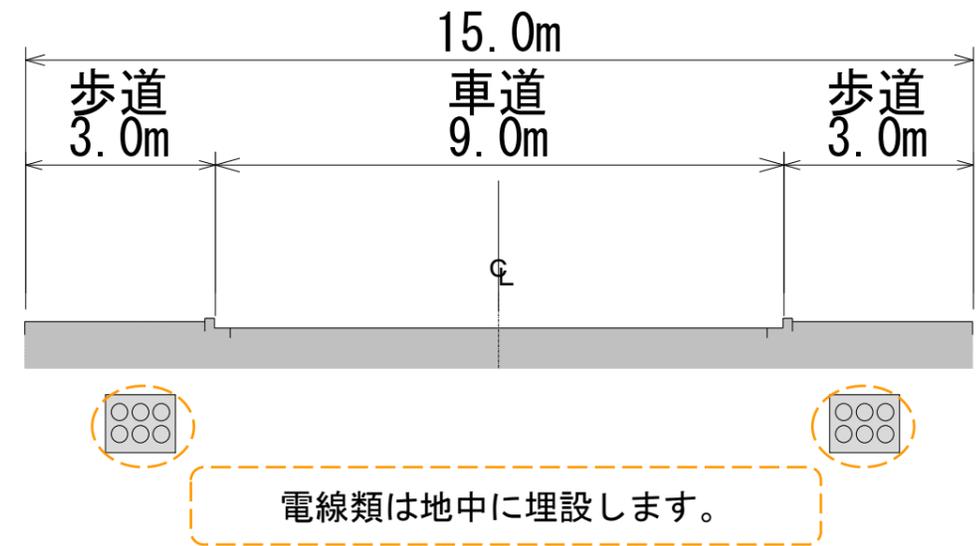
■今回の事業認可

施行者 練馬区
事業の名称 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第 135 号線
事業地の所在 練馬区大泉学園町四丁目、五丁目、六丁目および七丁目各地内
事業認可の日 令和 2 年 7 月 2 日
認可の期間 令和 2 年 7 月 2 日から令和 12 年 3 月
事業の延長等 延長 461m

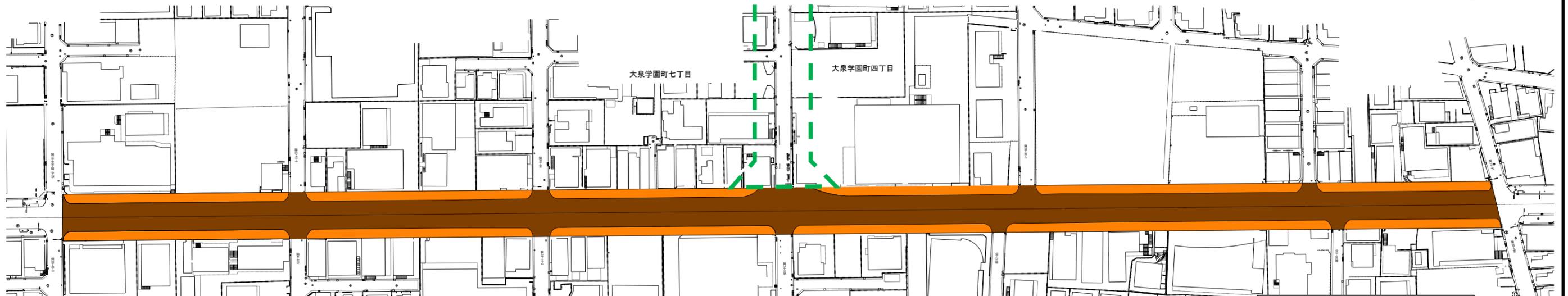
■事業の概要および目的

- 1 補助 230 号線整備に合わせ車両交通の円滑な流れを確保します。
- 2 自転車走行空間を整備し、歩行者や自転車の安全性向上を図ります。
- 3 練馬区の景観重要道路として桜並木を更新します。
- 4 無電柱化（電線を地中に埋設し、電柱を除去します）を行い、防災性の向上を図ります。

■標準横断面図



【事業計画平面図】



※ 計画の詳細については、今後交通管理者など関係機関と調整します。

※ [] の街路（補助 230 号線）については、東京都で整備します。

凡例

■ : 車道
■ : 歩道